

西都翔和会会則

第1章 総 則

(名称及び組織)

第1条 本会は、西都翔和会と称し、管内各層にわたる自衛隊の協力者をもって組織する。

(事 務 所)

第2条 本会はその事務局を西都商工会議所内（西都市大字妻 1538-1）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、防衛に対する正しい認識と、自衛隊と会員の理解を深めるとともに自衛隊の任務遂行に支援を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛に関する講演会を聴講し、理解を深める。
- (2) 自衛隊の行う各種行事に対する協力及び視察研修等。
- (3) 災害派遣等に出動した自衛隊に対する協力・支援・激励等の実施。
- (4) 市民と航空自衛隊新田原基地の相互理解を深めるために効果のある行事の実施
- (5) 会員相互の親睦
- (6) その他、本会の目的達成のために必要とする事業

(禁止事項)

第5条 本会は特定の政治活動、宗教活動は行わないものとする。

- 2 本会は自衛隊に対する物資の納入や入札等、利権が絡む事項については一切関与しないものとする。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、本会の目的趣旨に賛同して入会した個人をもって構成する。

- 2 年会費 3,000円とする。

(入・退会)

第7条 本会に対する入会は、別に定める入会申込書に署名・捺印し、提出後、役員会の議決を経て、会員となり、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出て承認を受けるものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は次により、会員の中から選任するものとする。

- (1) 会長は総会において選出する。
- (2) 副会長、理事は、総会の同意を経て会長が選任する。
- (3) 監事は総会において選出する。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会を統括して会の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は本会の重要事項の検討並びにスムーズな運営にあたる。
- 4 監事は本会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了となっても後任者の就任するまで引き続き、その職を行うものとする。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は役員会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問および参与は本会の重要事項について諮問に答える。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局長は会長が選任する。

第4章 会議

(会議の区分)

第14条 本会の会議は総会および役員会とし、会長がこれを召集する。

- 2 総会は毎年1回以上、役員会は必要に応じ開催する。

(総会)

第15条 総会においては次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算および決算
- (4) 会長・監事の選出及び副会長・理事の承認
- (5) その他重要な事項

(役員会)

第16条 役員会は、会長・副会長・理事および監事をもって組織し、総会において議決された事項の執行、ならびに次期総会に付議すべき事項、その他会務の執行に関する事項を審議する。

2 総会および役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第5章 会 計

(経 費)

第17条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会 計 年 度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 この会則は平成20年6月4日より実施する。